

## 【建設工事】 資格要件

申請者は、次の１～８の要件をすべて満たしていなければなりません。

**１ 法的な契約能力を有していること。**

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。（「【参考】 地方自治法施行令(抜粋)」 （２ページ） 参照）

**２ 国税に未納がないこと。**

法人にあつては、「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。

個人にあつては、「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないこと。

**３ 市税に未納がないこと。**

宇都宮市に納税義務がある場合、市税に未納がないこと。

※ 資格の有効期間中に市税の未納が確認された場合、完納が確認されるまでの間、入札に参加できないことがあります。

**４ 暴力団関係者ではないこと。**

申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、宇都宮市暴力団排除条例（平成２３年条例第３７号）第２条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

**５ 建設業法の許可を受けていること。**

登録を希望する工種について、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の許可を受けていること。

**６ 総合評定値の通知を受けていること。**

登録を希望する工種について、審査基準日（令和８年１０月１日）から１年７か月以内（令和７年３月１日以降）の日を基準日とする経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）において、総合評定値（Ｐ）の通知を受けていること。

**７ 完成工事高の計上があること。**

登録を希望する工種について、上記の経営事項審査の結果通知書において、完成工事高を有すること。

**８ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険のすべて）に加入し、次の届出の義務を履行していること（適用除外の場合を除く。）。**

ア 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

## 【参考】地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。